

海外調査報告（主要な論点関係）

	1.施設等の概要	2.基本法令	3.国立公文書館の現用文書管理への関与	4.中間書庫の仕組み	5.電子媒体による管理・移管・保存への取組	6.公文書等の公開制度	備考
フランス	<p>* 国立公文書館（5つのセンターに分かれている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史公文書館 職員数 320 人 ・ 現代公文書センター 職員数 40 人 ・ 海外文書センター 職員数 45 人 ・ 労働文書センター 職員数 20 人 ・ 国立マイクロフィルムセンター 職員数約 10 人 <p>* 所管省庁 文化通信省・フランス公文書局 職員数 70 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産法（2004年）（1979年制定の文書保存法をそのまま編入。） ・ 首相通達（2001年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォンテーヌブロー現代公文書センターのアーキビストが各省庁に常駐し、各省庁担当者を指導・助言。 ・ 文書の収集・分類、評価・選別、現代公文書センターへの輸送のための梱包及び搬出までを各省庁で行い、最終保存すべき文書のみがすでに分類された状態で現代公文書センターへ到着、保存される。（外務省、国防省、経済財政産業省除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1986年、中間書庫制度廃止。 * 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、電子媒体による移管を受け入れているが、ワードかPDFの形でとりあえず保存し5年後に最終的な保存の形を検討する。 ・ 閲覧頻度の高い特定の文書を選んでマイクロフィルム化を行っている。 ・ 各省庁HPを保存。紙媒体の歴史的資料にハイライトできるものや時代性を反映する出来事が発生した時点のHPを選択。特定時点のサイト全体を保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書保存法により30年ルールで公開。 ・ 他方、情報公開法（1978年7月法）が施行され、公文書館保存文書もこれによって開示請求の対象となっており、公開期限前でも開示請求により、アクセスが可能。 	<p>* 1 担当者によれば、常駐アーキビストの指導のもと、各府省庁内で集中管理の試みがされるとともに、2001年首相通達により、国立公文書館の指導の下、各省庁ごとに中間書庫を設置する試みもされている（内務省、法務省で設置予定）。</p>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦公文書館本館（コブレンツ） 職員数 240 人 ・ 連邦公文書館ザンクト・アウグスチン中間保管庫職員数 11 人（2005年2月） ・ 連邦公文書館ベルリン中間保管庫職員数 11 人（2005年2月） ・ 他に16支部 ・ 所管省庁 - 連邦政府文化・メディア特命官事務所 	<p>ドイツ連邦の公文書の保存と利用に関する法律（1988年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間書庫に移された文書に対して、国立公文書館本館職員（アーキビスト）が本館において永久保存すべき文書か否かを評価・選別（永久保存されるのは10～20%程度）。 ・ 中間書庫に移すことは、各省庁にとっては義務（連邦公文書保存・利用法）（ただし、国防省、外務省は例外。） ・ 廃棄権限は各省庁にはなく、国立公文書館にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン近郊のザンクト・アウグスチンとベルリンにそれぞれ中間書庫が置かれる。 中間書庫は、各省庁の書庫の延長で、現在は、全ての公文書が入ってくる（「各省庁の長い腕の先」）。 ・ 中間書庫の職員（アーキビストはいない。）は登録事務に専念し、評価・選別は、国立公文書館本館のアーキビストが出張してきたり、あるいは本館に持ち込んだりして行う。 ・ 行政利用のための貸し出しは最長1年。（要請があれば原則郵便で即刻送付。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管は、原則行われていない。 * 1 ・ 紙文書を公文書館において、デジタル化して保存・公開する試みは行われているが、内閣閣議録など1%程度。 ・ ウェブサイトの収集は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦公文書保存利用法により30年ルールで公開。 * 2 ・ 自己情報については、請求があれば、本人に対し公開。 	<p>* 1 担当者によれば、本格的な電子媒体による移管・保存が開始されるのは20～30年後と予測。</p> <p>* 2 情報公開法は現在存在しない。</p>

	1.施設等の概要	2.基本法令	3.国立公文書館の現用文書管理への関与	4.中間書庫の仕組み	5.電子媒体による移管・保存への取組	6.公文書等の公開制度	備考
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館（キュー本館）560人*1 所管省庁 - 憲法事項省*2 	<ul style="list-style-type: none"> 公記録法(1958年、1967年改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館のレコードマネジメント部門による指導・助言、マニュアル作成。 廃棄は国立公文書館の監督下で各省庁が決定。 特に電子記録管理について、各省庁をサポート（アドバイス、ガイダンス集の発行、ソフトウェアの評価等）*3 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁における電子媒体による保存をサポートしている。 紙文書を公文書館において、デジタル化して保存・公開が積極的に行われている。*4 主要な政府機関ウェブ・ページを収集・保存・公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年1月より情報自由法（FOI）が施行され、国立公文書館所蔵文書にも適用。*5 公記録法による30年ルールがあったが、それより前でも情報自由法に基づく請求により開示が可能となった。 自己情報については、請求があれば、本人に対し公開。 	<ul style="list-style-type: none"> *1 2003年4月、歴史資料委員会が統合された。 *2 所管大臣は大法官 *3 年次報告書(2003-2004)によれば、本年度の電子記録管理の目標の一つとして、FOIによる請求に対して適切な所在情報の把握が挙げられている。 *4 一部のデジタル化された資料はネット上で有料で閲覧に供されている。 *5 担当者によれば、FOIが適用されることに伴い、各省庁が移管を躊躇する傾向が出てきているとのこと。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> キャンベラにある国立公文書館本館以外にシドニー分館など7つの分館がある 職員数 461人 所管省庁 - 情報芸術省 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館法（1983年） 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館は、各省庁が記録を作成して管理することを助ける基準とガイドラインを作成している。 国立公文書館は、各省庁の管理下にあるすべての記録に対して、完全に自由にアクセスする権利がある。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての文書を保存するという意味の中間書庫はすでにやめているが、国立公文書館に永久保存するにふさわしい文書の選別は、文書ファイル作成後ただちに行われる。永久保存が決まった文書は、作成後25年までに各省が公文書館に移管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁の電子媒体による文書の移管を受け入れて、XMLに変換して保存している。 電子媒体による文書を各省庁において管理・保存するために、アドバイスしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁に管理権がある文書は情報公開法の、国立公文書館に管理権がある文書は公文書館法の適用を受ける。公文書館法に基づいて、30年以上経った文書は、原則として公開される。 	

(参考)							
	1.施設等の概要	2.基本法令	3.国立公文書館の現用文書管理への関与	4.中間書庫の仕組み	5.電子媒体による管理・移管・保存への取組	6.公文書等の公開制度	備考
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公文書館(42人) *1 ・所管省庁 - 内閣府 	国立公文書館法(1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄・移管は各省庁の判断による。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ごく少数 CD-ROM 等での移管を受け入れている。 ・紙文書を公文書館において、デジタル化して保存・公開するシステムが平成17年度より稼働。 ・政府機関ウェブ・ページの収集・保存・公開につき検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法施行令3条3号の規定に基づき、館利用規則により30年ルールが定まる。*2 ・自己情報についての本人開示の仕組みはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・*1他に、外務省に外交史料館、宮内庁に書陵部が置かれている。 *2 情報公開法は歴史的公文書等を適用除外とする。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> * 国立公文書記録管理局(NARA) 独立の機関。以下のような施設がある。 ・国立公文書館本館 職員数2518人(全国) ・国立公文書館新館 ・ワシントン・ナショナル・レコードセンター(これを含め全国に15のレコードセンターがある。) ・大統領図書館(全国に11箇所ある。) ・リサーチセンター 所管省庁 - 大統領府	<ul style="list-style-type: none"> * 合衆国法律集44 公共印刷物及び公文書に関する法律(USC44) ・国立公文書記録管理局法(1984) ・大統領記録法(1978) ・連邦記録法(1950) ・記録処分法(1943) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき、現用記録管理について共通役務庁長官とともに合衆国アーキビスト(館長)が責任を負い、指導を行っている。 ・記録の処分方法を定めたレコードスケジュール作成にあたっては、NARA職員が指導し、最終的には合衆国アーキビストが承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン・ナショナル・レコードセンターなど全国15ヶ所のレコードセンターにおいて半現用記録等をその処分が実行されるまでの間、一時的に保存する中間保管庫業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、電子媒体による移管を受け入れており、可能な限りそのまま電子データの形で保存するのを原則としている。 ・資料のマイクロ化はまずデジタルスキャン(撮影)を行い、必要に応じてデジタルからマイクロフィルム化している。 ・大規模な電子公文書館(ERA)プロジェクトが進行中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NARA法により原則30年ルールが定まる。 ・大統領命令により、国家機密解除ルールが定まる。 ・公文書館保存文書に対しても情報自由法(FOIA)が適用される 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・国立図書館公文書館本館 職員数1150人(2004年の合併時に国立図書館約500人、国立公文書館約650人) ・ガティノー資料保存センター ・レコードセンター(8箇所) 所管省庁 文化遺産省	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ国立公文書館法(1987年) ・カナダ国立図書館公文書館法(2004年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府機関の管理する記録及び各省の記録の廃棄、または処分は、国立公文書館長の許可なくして行うことはできない。 ・政府機関に対し、記録管理に関する基準や手続きに関する助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都地域レコードセンター(オタワ)など全国8ヶ所のレコードセンターにおいて半現用記録等をその処分が実行されるまでの間、一時的に保存する中間保管庫業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、電子媒体による移管を受け入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書館保存文書に対しても情報アクセス法が適用される。 	

